消費生活苦情審査委員会について

**資料１**

１．あっせん・調停について

・消費生活苦情審査委員会（以下「委員会」という。）は、大阪府消費者保護審議会（以下「審議会」という。）が知事から付託（消費者保護条例第26条第1項）を受けた事案（府や市町村の消費生活相談窓口に寄せられた苦情のうち、解決が困難な事例で、府民の消費生活や消費者施策に影響を及ぼすような紛争）について、あっせん・調停を行う。

・あっせん・調停は、委員会委員及び臨時委員の中から、事件ごとに委員長が指名する委員（あっせん委員は３人以内、調停委員は３人）が行う。

・委員会におけるあっせん・調停の結果は、委員長が審議会に報告する。

２．委員会の組織

審議会に設置（審議会規則第６条）

・委　　員：審議会委員の中から審議会会長が指名

・委員長：委員会委員のうち学識経験者の中から審議会会長が指名

・臨時委員：臨時委員候補者（現在は大阪弁護士会推薦の弁護士10人）の中から選任

３．平成21年度以降の実績

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 件数 | あっせん  (調停)の状況 | 件名 | 処理期間 | あっせん  (調停)  開催回数 |
| ２１ | １ | あっせん成立 | 教材販売会社の倒産による関連信販会社との紛争に係るあっせん事案 | 自　平成21年 2月16日  至　平成21年 8月31日 | ２ |
| ２２ | ２ | あっせん成立 | 民間スクールにおける受講契約の解約に係るあっせん事案 | 自　平成21年11月10日  至　平成22年 4月 7日 | ３ |
| あっせん成立 | 風呂設備リース契約の解約に係るあっせん事案 | 自　平成22年 9月15日  至　平成21年11月 5日 | １ |
| ２４ | ２ | あっせん打切り  (申告者取下げ) | 和・洋装品の売買契約の解約に関するあっせん事案 | 自　平成24年 7月 3日  至　平成24年12月14日 | ２ |
| あっせん成立 | 和・洋装品の売買契約の解約に関するあっせん事案 | 自　平成24年 7月 3日  至　平成25年 4月30日 | ７ |
| ２５ | １ | あっせん成立 | 結婚相手紹介サービス入会申込契約の解約に関する紛争のあっせんに係る事案 | 自　平成25年10月30日  至　平成25年11月21日 | ２ |
| ２８ | １ | あっせん打切り  (申告者取下げ) | 探偵業の業務委託契約の解約に関する紛争のあっせんに係る事案 | 自　平成28年 6月20日  至　平成28年10月28日 |  |
| ※２３年度・２６年度・２７年度は実績なし。 | | | | | |